健全化判断比率説明資料

令和6年度決算 (速報値)



宇城市総務部財政課令和7年8月

目次

1.	財政健全化法制定の背景1
2.	健全化判断比率等の対象範囲2
3.	早期健全化段階・財政再生段階のイメージ
4.	宇城市における健全化判断比率等の状況
	(1)実質赤字比率
	(2)連結実質赤字比率
	(3)実質公債費比率
	(4)将来負担比率
5.	まとめ 〜現状分析と今後の動向〜8
6.	参考資料(県下14市の状況)9
	(1) 実質公債費比率の推移
	(2)将来負担比率の推移
7.	用語解説 1 1

1. 財政健全化法制定の背景

① 夕張市問題

炭鉱閉山に伴う人口流出や、地域振興のための過度な観光施設整備等により財政が悪化したが、それに加え、 意図的な財務処理(赤字隠し)により、赤字が著しく大きくなっていった。平成 19 年 3 月、地方財政再建促進 特別措置法(旧再建法)に基づく「財政再建計画」を総務大臣に提出し、事実上、財政破綻した。

指 標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
夕張市(H19)	730.71	739.45	39.6	1237.6

② 旧制度での課題

- (ア) 財政再建団体(レッドカード)の基準しかなく、財政悪化を早期に防止(把握)することが不可能
- (イ) 普通会計を中心にした収支の指標(実質赤字比率)のみの分析報告であったため、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- (ウ) 公営企業にも早期是正機能がなかった
- (エ) 分かりやすい財政情報の開示等が不十分



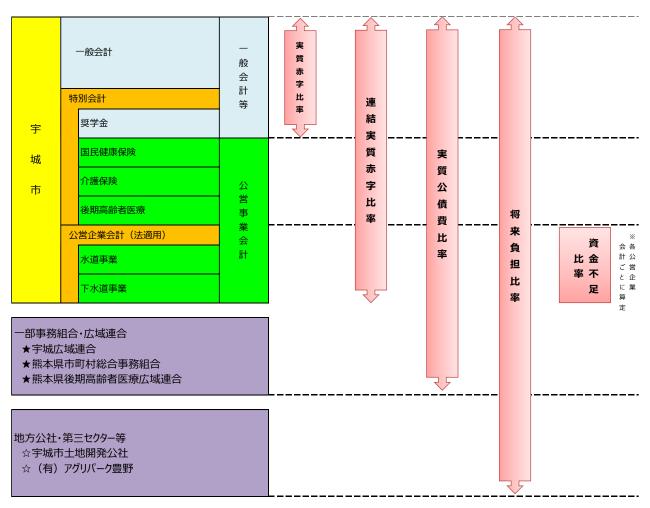
平成 19 年 6 月 『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』公布

※ 平成 19 年度決算から適用

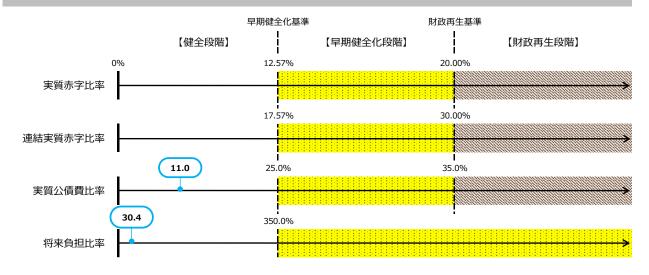
- ① 地方自治体の財政状況を「健全段階」・「財政の早期健全化(イエローカード)」・「財政の再生(レッドカード)」の3段階に分類し、早期の健全化を図る。
- ② 一般会計等だけでなく、特別会計、公営企業会計、一部事務組合・広域連合、さらに第三セクター等まで含めた財政指標(連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)を新たに導入。
- ③ 公営企業においても新たな財政指標(資金不足比率)を導入し、早期の経営健全を図る。
- ④ 毎年度、前年度の決算に基づく財政指標を、その資料とともに<u>監査委員の審査に付したうえで議会に</u> 報告し、公表しなければならない。
- ⑤ 財政指標が悪化し、早期健全化基準(イエローカード)以上である場合には『早期健全化団体』となり、財政健全化計画策定や外部監査が必要で、自主的な改善努力による財政健全化を図る。
- ⑥ さらに財政が悪化し、財政再生基準(レッドカード)以上である場合には、『財政再生団体』となり、 財政再生計画の策定、地方債の制限など、国等の関与による確実な再生を図る。

2. 健全化判断比率等の対象範囲

宇城市の令和6年度決算に係る健全化判断比率等の対象となる会計は、以下のとおりです。



3. 早期健全化段階・財政再生段階のイメージ



4. 宇城市における健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率 ・・・ 宇城市: 該当なし

・実質赤字比率の状況

(単位:百万円・%)

							R6		
		R1	R2	R3	R4	R5	(速報値)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字上	七率	-	-	-	-	-	-	12.57	20.00
	△1)/2	△ 5.53	△ 4.87	△ 4.78	△ 5.70	△ 5.25	△ 4.50		
① 実質収支	額	938	860	878	1,033	962	836		
② 標準財政	規模	16,947	17,659	18,333	18,122	18,293	18,545		

[※] 実質赤字比率は黒字であるため、「-」で表示しています。

地方公共団体の一般会計等(一般会計、奨学金特別会計)について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を標準財政規模の額で除して得た指標です。当該指標が生じた場合は、歳出削減策や歳入増加策を講じて、赤字の早期解消を図る必要がありますが、本市の令和6年度決算においては、8億36百万円の黒字であるため、問題ありません。

(2)連結実質赤字比率 ・・・ 宇城市:該当なし

・連結実質赤字比率の状況

(単位:百万円・%)

							R6		
		R1	R2	R3	R4	R5	(速報値)	早期健全化 基準	財政再生 基準
連約	吉実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	17.57	30.00
	△①/②	△ 13.15	△ 12.62	△ 13.28	△ 14.03	△ 12.42	△ 10.05		
① 美	質収支額	2,229	2,230	2,436	2,543	2,273	1,864		
	一般会計	932	859	877	1,033	961	835		
	奨学金特別会計	7	1	1	1	1	1		
	国民健康保険特別会計	△ 53	34	3	△ 105	△ 35	9		
	介護保険特別会計	342	372	435	543	487	156		
	後期高齢者特別会計	5	7	6	7	8	7		
	水道事業会計	249	389	386	377	477	518		
	市民病院事業会計	534	444	364	359				
	下水道事業会計	213	124	364	328	374	338		
② 楊	標準財政規模	16,947	17,659	18,333	18,122	18,293	18,545		

[※] 連結実質赤字比率は黒字であるため、「-」で表示しています。

地方公共団体の一般会計等のほか、国民健康保険特別会計など、すべての会計の赤字や黒字を合算して、全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を標準財政規模の額で除して得た指標です。公営事業会計は、料金収入などを主な財源として運営されるものですが、赤字経営であるケースも少なくなく、これらの経営状況が悪化すると、一般会計からの負担も増大することとなります。当該指標が生じた場合は、(1)実質赤字比率同様に赤字の早期解消を図る必要がありますが、本市の令和6年度決算においては18億64百万円の黒字であるため、問題ありません。

なお、国民健康保険特別会計における実質収支額は、税率の改正等により、9百万円(対前年度比+44百万円)の黒字に転じています。

(3) 実質公債費比率 ・・・ 宇城市: 11.0%

・実質公債費比率の状況

(単位:百万円・%)

							R6		
		R1	R2	R3	R4	R5	(速報値)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実	質公債費比率	8.9	8.7	9.1	10.4	10.7	11.0	25.0	35.0
	単年度比率 (A÷B×100)	(6.9)	(9.8)	(10.6)	(10.9)	(10.8)	(11.4)		
	A 分子 (①-②-④)	959	1,390	1,562	1,574	1,573	1,712		
	B 分母 (3-4)	13,749	14,090	14,723	14,390	14,509	14,910		
1	実質公債費	4,197	5,003	5,209	5,373	5,450	5,432		
	元利償還金の額	3,565	3,977	4,223	4,494	4,576	4,531		
	公営企業債償還財源繰入金	553	949	839	646	650	702		
	一部事務組合等地方債償還財源負担金	72	67	91	183	196	185		
	その他の準元利償還金	7	10	56	50	28	14		
2	公債費充当特定財源	40	44	37	67	93	85		
3	標準財政規模	16,947	17,659	18,333	18,122	18,293	18,545		
4	普通交付税算入公債費	3,198	3,569	3,610	3,732	3,784	3,635		

[※] 実質公債費比率の数値は、3カ年平均値で表します。 (R6年度比率 = R4~R6年度単年度比率の平均値)

地方公共団体の一般会計等のうち、義務的経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模等で除して得た数値の3カ年平均値による指標です。借入金の返済については、短期間での削減や、先送りすることが困難なものであるため、本指標が高くなるほど、財政の弾力性の低下を招き、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体に転落する可能性が高まります。本市の令和6年度決算においては、借入金返済額等54億32百万円のうち、実質的な負担額は17億12百万円となっており、約70%が国から配分される地方交付税等で賄われます。結果として前年度から0.3ポイント上昇し、11.0%となりましたが、早期健全化基準を大幅に下回り、健全段階に位置しています。また、単年度の比率を前年度と比較すると、普通交付税算入公債費が減少(▲1億49百万円)したことなどから、0.6ポイント上昇しています。

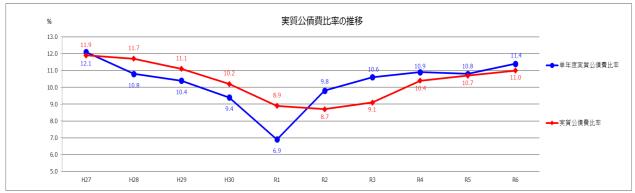
分子の増減分析:前年度比+1億39百万円

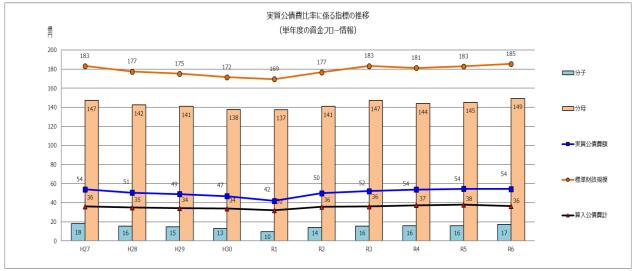
- 近年、国税の増収等により臨時財政対策債の発行可能額が減少傾向にあることや、合併特例事業債において、令和4年度に借入れた本庁舎及び松橋総合体育文化センターの大規模改修事業や令和5年度に借入れた小中学校建替事業の償還が本格化したものの平成25年度に借入れた生活道路整備事業等の償還終了等に伴う償還額の減少により、「普通交付税算入公債費」が減少(対前年度比▲1億49百万円)

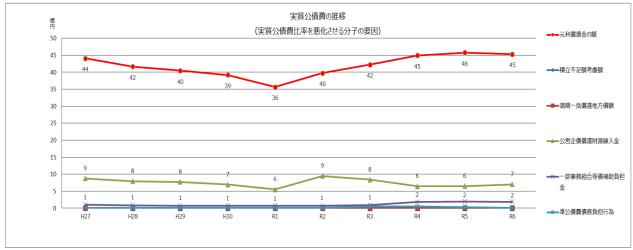
分母の増減分析:前年度比+4億1百万円

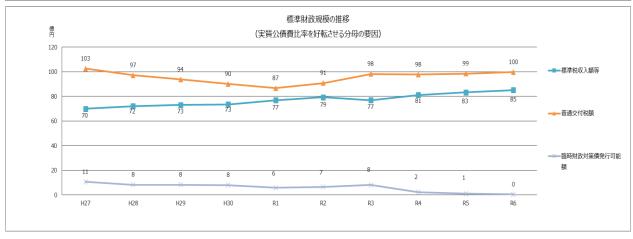
定額減税減収補てん特例交付金の皆増等に伴う標準税収入額の増加や地方公務員の給与改定に必要となる経費を算定するために臨時費目として創設された「給与改定費」の皆増等に伴う普通交付税額の増加により「標準財政規模」が増加(対前年度比+2億52百万円)

[※] 単年度の実質公債費比率 ={(①-②-④)÷(③-④)}×100 小数点第1位未満切り捨て









(4) 将来負担比率 · · · 宇城市: 30.4%

・将来負担比率の状況

(単位:百万円・%)

						R6		
	R1	R2	R3	R4	R5	(速報値)	早期健全化 基準	財政再生 基準
将来負担比率	2.0	15.1	22.9	22.7	23.2	30.4	350.0	
A 分子 (①-②)	281	2,131	3,386	3,272	3,367	4,539		
B 分母 (③-④)	13,749	14,090	14,723	14,390	14,509	14,910		
① 将来負担額	49,408	53,080	55,694	55,355	56,868	56,808		
地方債の現在高	38,334	41,989	42,782	41,217	41,322	40,331		
債務負担行為支出予定額	52	66	65	54	43	33		
公営企業債等繰入見込額	6,841	7,097	8,458	7,349	6,543	7,192		
一部事務組合等見込額	883	732	1,746	3,970	5,827	6,122		
退職手当見込額	3,298	3,196	2,643	2,765	3,133	3,130		
設立法人負債額等見込額	-	-	-	-	-	-		
連結実質赤字額	-	-	-	-	-	-		
組合等連結実質赤字額見込額	-	-	-	-	-	-		
② 公債費充当特定財源	49,127	50,949	52,308	52,083	53,501	52,269		
充当可能基金	12,944	12,981	13,043	13,872	15,479	15,904		
充当可能特定歳入	694	1,098	1,277	1,208	1,132	1,053		
交付税算入見込額	35,489	36,870	37,988	37,003	36,890	35,312	_	
③ 標準財政規模	16,947	17,659	18,333	18,122	18,293	18,545		
④ 交付税算入公債費	3,198	3,569	3,610	3,732	3,784	3,635		

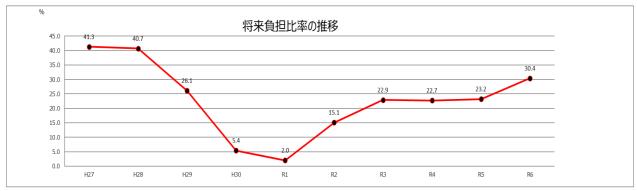
[※] 将来負担比率 ={ (①-②) ÷ (③-④) }×100 小数第1位未満切り捨て

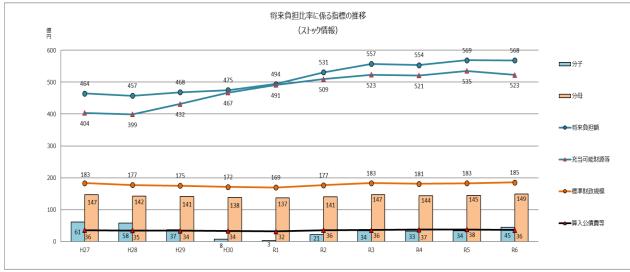
将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担すべき負債額から償還に充てることが可能な基金等の額を控除して得た将来負担額を標準財政規模等で除した指標です。(1)~(3)の3つの指標はフロー指標と言われるもので、当該年度における現金の流れによる状況を示すものですが、これらだけでは地方公共団体の負債の状況や将来の見通しが十分につかめないため、新たに導入されたストック指標となります。本指標が高い場合は、当該団体の標準財政規模に比べて将来負担が大きいということになり、今後の財政運営が圧迫される可能性があります。本市の令和6年度決算において、将来負担額568億8百万円は、国から交付される地方交付税や市の基金等の公債費充当特定財源522億69百万円で賄われるため、実質的な負担額は45億39百万円となり、前年度から7.2ポイント上昇し、30.4%となりました。

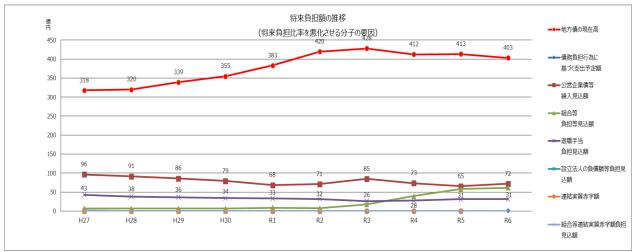
分子の増減分析:前年度比+11億71百万円 ※分母の増減分析は、(3)参照

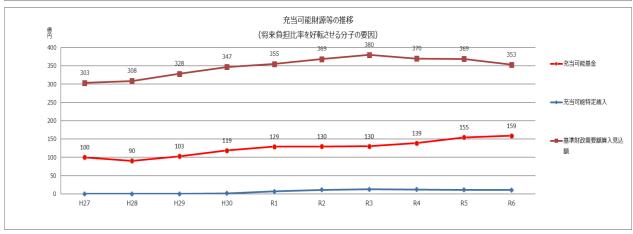
- ▶ 下水道事業における雨水処理及び分流式下水道等に要する経費の繰出基準額が増加(12億4百万円)等により、「公営企業債等繰入見込額」が増加(対前年度比+6億48百万円)
- 宇城広域連合で実施した宇城グリーンセンターごみ焼却施設解体事業及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る地方債発行に伴う本市の負担額の増加等により、「一部事務組合等見込額」が増加(対前年度比+2億95百万円)
- 減債基金において、令和6年度及び令和5年度の普通交付税再算定における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するため「臨時財政対策債償還基金費」が創設されたこと等による元金積立(1億75百万円)や国営緊急農地再整備事業基金において、事業最終年度(令和16年度)に県に対して、負担金22億14百万円に充てるために元金積立(2億21百万円)等により、「充当可能基金」が増加(対前年度比+4億26百万円)
- 近年、国税の増収等により臨時財政対策債の発行可能額が減少傾向にあることに伴い臨時財政対策債償還費における公債費が減少(対前年度比▲10億66百万円)等により、「基準財政需要額算入見込額」が減少した(対前年度比▲15億78百万円)

[※] 合併市町村振興基金分(3,083百万円)については、基金の使途が条例よりも上位の法令に定められているため、充当可能基金から除外









5. まとめ ~現状分析と今後の動向~

平成19年度に財政健全化法が施行されてから、本市の『実質公債費比率』及び『将来負担比率』は、健全段階の範囲内に位置しているため、財政状況は健全な状態であると言えますが、「6.参考資料」を見てみると、県内14市の中で実質公債費比率及び将来負担比率の高さは下位に位置していることが分かります。

本市では、普通交付税の合併特例期間終了後の影響を見据え、後年度に円滑な財政運営を行うためには、 各比率のさらなる改善が必要と判断し、財政調整基金などの充当可能基金の増資、地方債現在高の縮小や公 営企業の健全化、職員数の削減による退職負担金の縮小など様々な財政健全化施策に取り組んできました。

指標名	令和5年度	令和6年度	増減
実質公債費比率	10.7(12 位)	11.0(12位→)※1	+0.3
将来負担比率	23.2(10 位)	30.4(9位↑)※1	+7.2

※1…令和6年度の県内14市における本市の順位は、令和7年7月末日時点の速報値であるため、変更となる場合があります。

令和6年度の特徴として、公営企業債等繰入見込額及び一部事務組合負担等見込額等の増加に伴う「将来負担比率の上昇」が挙げられます。下水道事業における雨水処理及び分流式下水道等に要する経費の繰出基準額が増加したこと等により「公営企業債等繰入見込額」が前年度と比較して6億48百万円増加したことに加え、宇城広域連合における宇城クリーンセンターごみ焼却施設解体事業及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る地方債発行に伴う本市の負担額が増加したこと等により「一部事務組合等見込額」が前年度と比較して2億95百万円増加しました。以上のようなことから、前年度と比較して7.2ポイント上昇しました。

今後の動向としては、将来負担額から公債費充当財源を除いた分子の増加が懸念されます。これまで国から交付される地方交付税措置が有利な合併特例事業債を活用して普通建設事業を実施してきましたが、令和6年度に発行限度額(301億48百万円)に到達したことにより、今後は同地方債と比較して地方交付税措置が低い地方債の活用となります。そのため、「元金償還額以上に地方債を発行しない」方針の下、普通建設事業の抑制や平準化の取り組みを行い、地方債の現在高を徐々に減少させていく予定としていますが、交付税措置が低い地方債の活用となるため、市の実質的な負担が増えることが想定されます。

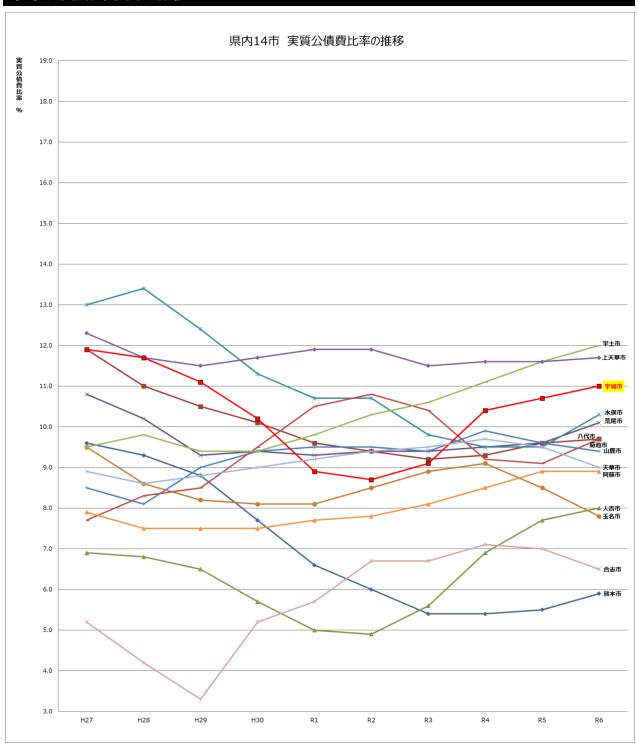
分母については、標準財政規模の半分以上を占める普通交付税の動向を注視する必要があります。市町村合併に伴う恩恵の一つであった普通交付税の合併算定替特例期間の10年目が平成26年度であったため、段階的縮減期間が令和元年度で終了し、令和2年度から完全に一本算定へと移行しています。

以上のことから、将来負担比率は、基金の取り崩し状況にも影響されますが、『横ばい』若しくは『上昇』すると想定しています。また、令和2年度まで低下していた本市の実質公債費比率は、今後もやや『上昇』すると想定しています。

最後に、自主的な財政健全化の取組みにより財政状況は着実に改善されてきましたが、少子高齢化社会・人口減少問題、自然災害の発災、物価高騰等による先行きが見えない社会経済状況を鑑みると、決して安心できるものではありません。地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない本市の状況に変わりはなく、今後も引き続き、適正課税・滞納整理による自主財源の確保や「宇城市地方創生総合戦略」に基づく移住定住の取組みを進める一方で、施設の統廃合や事務事業の簡素化・整理合理化等による歳出経費の削減を徹底していきます。また、普通交付税の変動や災害等の緊急的財政出動に対応するため、基金の増資を図りつつ、有利な地方債を模索・活用することで、最小の経費で最大の行政サービスを持続的に行えるよう、財政健全化の取組みをより一層進めていきます。

6. 参考資料(県内14市の状況)

(1)実質公債費比率の推移



※令和6年度数値は、令和7年7月末日時点の速報値であるため、変更となる場合があります。

(2) 将来負担比率の推移 県内14市 将来負担比率の推移 170.0 160.0 150.0 140.0 130.0 120.0 110.0 100.0 90.0 80.0 ■ 八代市 40.0 人吉市 天草市 30.0 玉名市 山鹿市 10.0 上天草市。 **合志市** H27 H30

※令和6年度数値は、令和7年7月末日時点の速報値であるため、変更となる場合があります。

7. 用語解説

全会計を対象とした実質赤字額(または資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

② 早期健全化基準:16.25~20%(団体の財政規模による) / ★財政再生基準:30%

連結実質赤字額: (イ+□) - (八+二)
標準財政規模

③ イ・・一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

③ ロ・・公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

③ ハ・・一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

⑤ ス・・公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

□ 二・公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

公債費にかかる財政状況を図る指標で、平成 18 年度に地方債の発行が「許可制」から「協議制」へ移行したことに伴い、従来までの公債費比率や起債制限比率に代わって導入されたもの

実質公債費比率
(3 ヵ年平均)

◆18%以上=地方債の許可団体

◆18%~25%=公債費負担適正化計画策定を条件に地方債発行が許可される

☆早期健全化基準:25% / ★財政再生基準:35% (地方債発行が一部制限)

実質公債費比率 (3 ヵ年平均)	計算式	(元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 準元利償還金・・イ~ホまでの合計額 ・イ = 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合の1年り元金償還相当額 ・ロ = 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源にたと認められるもの ・ハ = 一部事務組合等への負担金・補助金等のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充て	・
		認められるもの ・ニ = 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの ・ホ = 一時借入金の利子	
	1		
	—舟	g会計等が将来負担すべき実質的な負債から充当可能な財源を控除した将来負担見込額の	の標
	準則	1政規模に対する比率	
	()	☆早期健全化基準:350% / ★財政再生基準:なU	
		将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
		標準財政規模 – (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
		標準財政規模 – (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 「中央負担額・・イ〜チまでの合計額	
将来負担		標準財政規模 – (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 「中来負担額・・イ〜チまでの合計額 ・イ = 前年度末における一般会計等の地方債現在高	
将来負担 比率	ā †	標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 「おおおりでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	
		標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 「おおおける一般会計等の地方債現在高・ロー 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)・ハー - 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額	
	計算	標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 「おおおける一般会計等の地方債現在高・ロー 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの) ・ハー ・・ハー・・・ハー・・・ハー・・・ハー・・・ハー・・・ハー・・・ハー・	額の
		標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 「おおりでは、	額の
	算	標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 「おおりでは、	額の
	算	標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 「おおりでは、	
	算	標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 「ヤ来負担額・・イ~チまでの合計額 ・イ = 前年度末における一般会計等の地方債現在高 ・ロ = 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの) ・ハ = 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額 ・ニ = 宇城市が加入する組合の地方債の元金償還に充てる宇城市からの負担等見込額 ・ホ = 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 ・ハ = 宇城市が設立した一定の法人の負債の額、その法人の債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ・ト = 連結実質赤字額 「充当可能基金額・・イ~への償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金の前年度における残高合計額	
	算	標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 「神来負担額・・イ~チまでの合計額 ・イ = 前年度末における一般会計等の地方債現在高 ・ロ = 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの) ・ハ = 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額 ・ニ = 宇城市が加入する組合の地方債の元金償還に充てる宇城市からの負担等見込額 ・ホ = 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 ・ハ = 宇城市が設立した一定の法人の負債の額、その法人の債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ・ト = 連結実質赤字額 「充当可能基金額・・イ~への償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金の前年原	度末

定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額